

令和2年3月26日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から東上ガス株式会社（法人番号7030001045415）、山二ガス株式会社（法人番号1030001025232）、株式会社エネアーク関東（法人番号9010001098743）、二葉商事株式会社（法人番号1010601005940）、株式会社ミツウロコヴェッセル（法人番号5010001139963）、株式会社山梨ミツウロコ（法人番号2090001011952）、北陸天然瓦斯興業株式会社（法人番号4110001005000）及び北日本ガス株式会社（法人番号9060001014092）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20200326 関 東 第 31 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年3月26日付け20200326関東第9号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。